

2026年4月14日

株主各位

東京都中央区銀座七丁目16番12号
株式会社 東京ソワール
代表取締役社長 小泉純一

譲渡制限付株式報酬制度の導入に伴う自己株式の処分に関する取締役会決議公告

当社は、2026年4月14日開催の当社取締役会において、自己株式の処分について、下記のとおり決議いたしましたので、公告いたします。

記

1. 処分する株式の種類及び数	普通株式 17,400株
2. 処分株式の割当方法	第三者割当ての方法による。
3. 処分株式の給付金額	処分株式1株につき 金1,078円
4. 給付金額の総額	金18,757,200円
5. 現物出資財産の内容及び価額	2026年4月14日開催の当社取締役会決議に基づき、当社の取締役(※)ならびに取締役を兼務しない執行役員9名に支給される当社に対する金銭報酬債権合計金18,757,200円(処分株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金1,078円)を出資の目的とする。
6. 処分先	当社の取締役(※)ならびに取締役を兼務しない執行役員 9名 17,400株
7. 処分株式と引換えにする財産の給付期日	2026年5月13日

※社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。

以上